

おおくま

題字 大野小学校4年(平成22年度当時) 田中陽菜さん

議会だより

2012

平成24年
5月15日発行

No.20

議会、国の対応に迫る



細野環境大臣が全員協議会に出席

除染、中間貯蔵施設、賠償、区域見直し、町の復興重要課題

国の進め方に意見続出

4月16日に議会全員協議会が開催されました。細野環境大臣以下政府関係者の出席をもとめ中間貯蔵施設、賠償、区域見直しなど、町が直面する重大な課題の説明を受けました。これを受け、議会では国の復興への進め方について様々な意見を出しました。

■国側出席者

■環境省

- 細野 大臣
- 鷺坂 水・大気環境局長
- 関 除染担当審議官
- 藤塚 中間貯蔵チーム長
- 奥主 水環境担当審議官
- 森谷 福島除染推進チーム長
- 大村 福島環境再生事務所長

■復興庁

- 木村 参事官
- 福島振興局 濱邊 次長

■原子力災害対策本部

(現地対策本部)

- 富田 参事官
- 鈴木 室長
(原子力被災者生活支援チーム)
- 須藤 参事官

■文部科学省

- 研究開発局原子力損害賠償対策室
松浦 次長

■経済産業省

- 資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室
守本 参事官

細野大臣課題提起（要旨）

除染の進め方

1月26日に決めたロードマップを基本に、除染の優先順位などについて現在各市町村と協議・調整している。すでにいくつかの自治体とは協議が整い計画を策定している。大熊町では、中間貯蔵施設・賠償・区域の見直しを一体で進めていることは承知しているが、その重要なテーマを進める中、除染計画も早い段階でつくっていきたい。

要望の多かった常磐自動車道については、3月からモデル除染を実施しているが、最優先に取り組んでいく。

中間貯蔵施設

施設の必要性

除染によって大量に土壌が発生するので、一定程度以上汚染している指定廃棄物を保管するのに必要と考えている。

施設の考え方

減容化技術の研究開発、評価のための研究施設をつくり、貯蔵する除染土壌や廃棄物の減容化をしていく。また運営での透明性確保のため、情報公開施設をつくる。

設置の考え方

当初1カ所で考えていたが、一つの自治体に負担が集中することは好ましくない。さらに運搬車両による交通渋滞の回避を考え、複数箇所の設置に至った。

具体的設置候補地条件については

- ① 除染に伴う土壌や廃棄物の運搬・分別・減容化・貯蔵等に必要な面積の確保
- ② 各地から除染土壌や指定廃棄物等を効率的に搬入するため、大量に発生する地域に近いところにあること
- ③ 国道6号線・常磐道など幹線道路へのアクセスが容易であること
- ④ 地震・津波・地滑りなどの自然災害に備えるため、軟弱地盤を避けること
- ⑤ 河川の流れの変更を最低限にすること

この考えを踏まえ、既存文献等を参考に出来るだけの調査をし、現時点では

双葉町の福島第一原子力発電所の北側

大熊町の福島第一原子力発電所の南側

楢葉町の福島第二原子力発電所の南側

10万ベクレル/kg以下の廃棄物は富岡町の既存管理型処分場を候補地と考えている。

この施設を迷惑施設という形で受け止められるケースが多いが、迷惑施設にはしたくないし、しない覚悟で臨む。

規模内容

1,500万㎡～2,800万㎡、敷地面積3km²～5km²で見積もっている。施設は、貯蔵施設・減容化施設、受入・分別、モニタリング施設等で構成する。設置・管理は国の責任で行う。

最終処分

運用開始後、30年以内に県外に最終処分を完了すると説明してきた。

年数については、減容化技術の発展が大きな要素であり、技術の研究開発に努め、今後の状況を踏まえ、検討をしていきたい。

財政支援

設置自治体への交付金や補助金による財政支援も検討している。

買い取り補償

用地については、基本的には公共施設用地として国が買い上げる。土地や建物は国が定める損失補償基準に基づき行う。今賠償で議論している通常の賠償とは質が違ふ補償になると認識している。

雇 用

施設の建設や管理に、相当数の作業員を確保する必要があり、周辺道路の整備・拡充と可能な限り地元の雇用を図りたい。

災害廃棄物及び除染廃棄物等の焼却処理

廃棄物の量

高線量の地域を除き、原則として平成25年度内の処理を目標とする。

郡内には、焼却処理が必要な災害廃棄物の量が11万トﾝ、除染特別地域で16万トﾝ発生すると推定しており、併せて約27万トﾝの焼却が必要となる。既存の焼却炉だけでは能力不足で、仮設の焼却炉を設置する必要がある。

仮設焼却炉

郡内に南部と北部の2カ所に分け、設置したいと考えている。

大熊町については、中間貯蔵施設をお願いしているため、仮設焼却炉の設置は考えていない。放射性セシウム濃度が10万ベクレル/kg以下は管理型処分場で富岡町をお願いしている。10万ベクレル/kgを超える廃棄物は中間貯蔵施設へ搬入を考えている。

地元自治体に相談しなければならないテーマであり、しっかり努力していく。

質疑応答

Q ① 昨年の要望活動では、大臣自ら中間貯蔵施設は福島に造らないと言っていたが、その後福島県に1カ所設置の方針が出され、現在は双葉郡に3カ所設置の方向で調整されている。除染土壤が膨大であり理解はするが、方針のズレは町民に理解されない。至った経過を説明してほしい。

② 発電所周辺に無人地帯の設定が必要だと平野復興大臣が言っているが、4つ目の区域をつくるのか。場所も明確にせず発言するのは問題がある。説明してほしい。

A ① 当初の1カ所が3カ所になったのは、私の見立ての甘さでありお詫び申し上げる。しかし、現実可能性を探っていく中で、河川の流れの変更、汚染物の運搬の集中、基幹道路の渋滞、また廃炉作業にも支障をきたす可能性もあり、様々な要因で複数カ所の選択に至った。

② 平野復興大臣の発言は、無人地帯をつくるということではなく、汚染水を貯蔵する場所が増えサイト内で収まるのか、また廃炉に向けて研究施設の設置も検討している等、将来に向けて不確実な要素も多くあり、駐車場など危険性のないものは、サイトの外に確保した方が良いのではと検討している趣旨で発言した。もちろん国が勝手に出来るものではなく、地元の皆さんに相談して進める。

Q 中間貯蔵施設を最終処分地にしないと行ったが、政権が変わっても担保出来るのか。

A 政府の方針として確認が重要だ。一番望ましいのは法律で明確にすることである。

Q 4月6日の閣議後住民を帰宅させない帰宅不能区域の必要性の発言には、一瞬面喰らった。町民は唐突にあのような発言をされると発電所の事故の収束に不安を覚える。今後はその都度、ていねいに説明してほしい。

A 発電所の状況について、私たちの説明が十分でない反省している。
中長期のロードマップを策定する中で、月に一回は会議で様々な進捗を政府として確認しているので、必ず地元自治体には説明をする。

Q 中間貯蔵施設の位置や規模は。雇用の期間と人数は。また双葉町・大熊町・楢葉町、3カ所の施設の規模はどうなっているのか。

A 場所は南側。遙か遠い南ではない。文献等で調査しているが、大きな川があって、台地と窪地が連続しており、窪地には土砂、台地には研究施設等ある程度分散しての建設を考えている。

規模は、残念ながら除染土が大量に発生する大熊町がいちばん大きくなると考えている。

雇用の人数は、裾野の広い事業になるので、本体のほかに、道路・よう壁・側溝・緑化など付帯工事が多くあり、地元の雇用の効果は高いと考える。

Q ① 中間貯蔵施設の場所は、基本的に公共施設用地としているが、一般の用地にまたがる可能性はあるのか。

② 周辺の道路整備は、新しい道路を造るのか、既存の道路の拡充か。

③ 候補地の5つの要件には、今回津波被害があった場所は考慮しているのか。

④ 帰宅不能区域対象の500m、1kmの境界は、発電所の境界からか、炉心からか。

A ① 用地取得については、一部は町民の方々をお願いするようになると考えている。

② 出来る限り既存の道路を使って、施設間のアクセス道路は新設になる。ケースバイケースと理解してほしい。

③ 津波対策については、地質調査、いろいろな痕跡等の調査をしていきたい。

④ 500m、1kmと言う形で数字が出ているが、明確に距離を検討している段階でない。発電所内の敷地は2～3kmあると思うので、距離は敷地境界からではないか。

Q 3km圏内の住民は、原子力誘致・運営に協力してきた。中間貯蔵施設は大熊町ありきで進められているが住民は先祖から引き継ぎ土地を守ってきた。今後も孫子に受けつがなければならないと考えている。

買い取りの考えが出ているが、貸すという選択肢もあるのではないか。

A 政府内でも借り上げの選択肢の議論があったが、非常に長い期間、国として中間貯蔵という極めて難しい作業をする場所として使わせていただく。事業の困難さを考えると買い取りの形を出来る限りとらせて頂きたい。先祖伝来の大事な土地を使わせて頂く重みは強く感じており、買い取りをさせて頂くならば、どういう形で償いをすればいいのか、是非話し合ってほしい。

Q ① 中間貯蔵施設を設置した場合の区域分けはどうなるのか。
② 文献とか地質調査や関連調査といっているが、当初から一步も進んでいない、具体的にこの場所にこのような調査をやらせてほしいと言った方が良いのではないか。

A ① 貯蔵施設の設置イコール帰還困難区域等、すべての区域見直しと連動することはない。
② 検討を進めているが、既存の資料・地図・地形図・航空写真の地質など公開されている資料では限界がある。現地に入り、調査が必要だと考えている。いろいろな地質調査データを町から提供してもらえば、かなりの調査が出来る。そうなれば、詳細な計画規模・位置等を示すことが出来、議論できるのではないか。

Q ① 中間貯蔵施設を造ると汚染物の集合体が集まるので、大半が戻れないと考えてしまう。建設後に空間線量はどの程度になるのか。
② 中間貯蔵施設も区域の見直しも、議会・町がわからないうちにマスコミ発表で知り、町民に指摘される。大臣は議会・町に説明すると言っているが、これまでの対応を見ると信じがたい。

A ① 土壌を運び込むことにより、地域の空間線量が上がるような施設にはしない。仮置き場より相当安定した形で保管するので、施設が出来たから環境が悪化することは絶対にない施設をつくる。
② 地元紙も含めて情報が出るたびに心配を頂いて本当に申し訳ない。政府内でいろいろ相談しながら進めているが、生煮えの段階で一部情報が外に出てしまう。記者の皆さんも仕事だが、全くの誤報で誤解が生じ、結局物言が前に進まない経験を何度もしているので、正確な情報を出来るだけ早く伝えていく。

Q ① 中間貯蔵施設を迷惑施設にしないと行ったが、マスコミを通じて伝わると迷惑施設と認識を持ってしまう。建設時には、建設作業員の健康障害にならないように除染し、空間線量を低くして工事を進めていくとの認識を持っているが、マスコミからは伝わってこない。大臣が話していることをもっとPRしてほしい。
② 土地や建物の所有者の所有権や移転料等の賠償が、通常のととは質が違うと言うが、どのように違うのか。

A ① 中間貯蔵施設のイメージの悪さを払拭するのが政府の責任である。町民に理解してもらうための極めて重要な要素だと思っているので、作戦も考え直してメディアに伝えるようにしたい。
② 今賠償で議論されている通常の損害賠償買い上げは、マイナスになった物をゼロに戻すという考えに基づくものである。中間貯蔵施設については、ダム建設や高速道路等と同様に、基本的には公共施設用地として国が買い取ることを検討している。土地や建物の所有者・所有権や移転料など国が定める損失補償基準にあわせ補償する。

Q 中間貯蔵施設を受け入れた町には、財物補償面で土地の価格など優遇される報道が一部ある。その様な考えはあるのか。

A 賠償に関しては、帰還困難区域は全損と考えている。指摘の賠償優遇は考えていない。個別の賠償問題とは別に、受け入れて頂いたことは非常に重いことで、町全体に対して交付金等でしっかり後押ししていくことは、当然考えていく。

Q 除染や中間貯蔵施設の建設について、優先的に地元雇用すると言っているが、線量の高いところが大部分だと考える。浪江町では手帳管理を要望する報道がある。従事する作業員や町民の長期的な健康管理をどのようにしていくのか。

A 作業員の方々の健康管理については、厚生労働省で指針を定め、追加線量については厳格な規定を設け安全の確立はしている。また健康管理は福島県全体の問題でありしっかりやる。基本調査と個別調査をやっているが、調査対象者に入って頂くことを呼びかけ、継続的に健康調査をやっていくことが重要である。浪江町から手帳の話が出ているが、原爆手帳のイメージが強く、別な形での要望も多くあり、クリアファイルに情報を入れる方式をとる。
放射線健康問題は、いちばん大事なテーマであり政府の責任は極めて重いと考える。

Q 年に1回ホールボディカウンターの検査が必要ではないか。

A 町民の皆さんの要望を聞きながら対応していきたい。

Q 9割以上が帰還困難区域になる。町では賠償問題やコミュニティ維持の観点から、全町帰還困難区域を要望しているが、一方で本格除染の遅れが懸念される。早期帰還を目指す町民もあり、帰還困難区域に全町指定されたとしても、モデル除染だけではなく、線量の低いところから本格除染を早急に始めてほしい。町の復興計画を絵に描いた餅にしないためにもお願いしたい。

A 帰還困難区域全体の除染をしていく考えは変えていない。帰還困難区域の中には、バックグラウンドの状況もあり、除染方法が決まっていないところもある。しかし帰還困難区域になった場合、新しい生活を求める方もいるが、帰りたいとの思いの方も多数いるのは承知している。皆様の思いに応えられるよう除染をやっていきたくと考えている。

要望 細野大臣は、警戒区域の除染は国の責任においてコストや経済性を度外視して、一生懸命やると発言しており期待している。

区域の再編 内閣府 富田審議官説明（要旨）

警戒区域解除

福島第一原子力発電所ステップ2が終了し、プラントの状況が安定したので、20キロ圏内で避難をお願いするという状況ではなくなった。警戒区域については出来るだけ早期に解除を進めたい。

警戒区域を解除した後、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3区分に再編する。除染、インフラ復旧を進めていく必要があるが、警戒区域を残したままだと十分進められない。高線量地区は、今後の生活設計の選択肢をいくつか用意し、住民の方々にお示しをし支援をしていく。

帰還時期

区域分けは、国としては生活環境が整って住民の方が戻れる状況になったことを、市町村と十分協議した上で判断をする。一部誤解があるようだが、避難指示解除準備区域を除染して、一方的に解除するということはない。コミュニティの一体性を考えながら、市町村と十分相談をしていきたい。

区域分け単位

区分けについては線量基準に基づいて区分けをしていきたい。航空機モニタリングは山林とか人が入れない場所もデータが把握できるという性格のもので、面的な線量を正確に把握するためには、航空機モニタリングのデータが最も適しているという判断している。

区域の見直しの単位は、行政区とかコミュニティのまとまりで区域分けをすることを考えている。

損害賠償 文科省 松浦次長説明（要旨）

二次指針追補説明

原子力損害賠償紛争審査会の第二次追補では、基本的に避難を継続する人と、帰還をする人に差を設けない。

精神的損害

避難指示解除準備区域は現在と同様に月額一人10万円。居住制限区域は月額一人10万円をベースに、長期化する場合にも備え2年分を一括し240万円も可能。

帰還困難区域は、5年間は帰還出来ないということで、一括して一人600万円。

土地・建物損害

不動産の価値の喪失又は減少等は、帰還困難区域は減少率 100% で全損。また居住制限区域、避難指示解除準備区域の不動産については、解除までの期間等を考慮して価値減少率を推認。

この評価をする際は事故直前の価値を基準とする。算定については、例えば居住用の建物については再取得価格を合理的に考慮する。

営業損害・就労不能等損害

当面終期を示さず個別具体的な事情に応じて合理的に判断をする。財物について具体的な賠償基準に関して4月中に方針を発表する。

町外拠点 復興庁木村参事官

町外拠点の話は、大熊町の復興計画素案の中で、いわき市周辺に町外拠点整備していく検討がされていることは当然承知している。今後は県あるいは町の職員と十分相談したい。

町外拠点を考えるにあたって3つポイントがある。

- ① 町外拠点に住む期間がどの程度になるのか分からないのが現状である。これは政府側の責任もあり、何年先になったら帰れるような状況になるのか、住民の方々が判断できる材料を出さなければいけない。期間が決まらなると住民の方々が判断が出来ないと思う。また施設整備をしようにも、半恒久的なものを造るのか、既存の施設を活用していくのか、期間に応じてかなり変わってくる。
- ② どの程度の規模になるのかである。住民の意向を聞いて、住民の意向によってこの規模が決まってくる。
- ③ 施設の機能である。住宅と役場機能の他に、学校、福祉施設や生活利便施設はどうするのか。自前で用意するのか、あるいは移転先の自治体に協力してもらうのか。町と相談していきたい。

質疑応答

- Q** ① 精神的損害賠償だが、居住制限区域と帰還困難区域で一括賠償の金額が変わってくるが、2年間と5年間というのは、2年後にもう一度見直しをする、5年後にもう一度見直しをするということなのか。
- ② 区域見直しが大字単位とか、道路や川で分けるとの話だが、例えば道路で分けした場合、道路の向かい側とで差が出るとこともあり得るのか。
- A** ① 精神的損害の額について、指針では居住制限区域についてはある程度長期化することに備えて2年という考え方を示しているが、指針の中に備考欄があり、さらに長期化する場合は期間に応じて上乗せしていくという記述がある。帰還困難区域で600万円からさらに上乗せされる場合というのは、基本的には個別の事情に応じて判断していくという考え方である。
- ② 区域の見直しについて原則は行政区あるいは字、大字の単位で区域設定をしたい考えである。地域の実情が別途あれば、柔軟に対応したい。基本はコミュニティのまとまりを一つの区域として設定するという考え方だ。
- Q** 大熊町は全域を帰還困難区域にしてほしいと国に働きかけているが、それは不可能なのか。あと賠償だが、町民の中では帰りたくても帰れない人、帰れるが帰らない人がいる。その賠償の格差が話題になっている。
- A** 区域を客観的な基準で分けていかないと、双葉郡のみならず飯舘や川俣まで非常に広い区域の中で線引きをするという事情がある。それに賠償がいろいろ絡んでくると様々な問題があるので、やはり区分の線量分けについては客観的に行っていききたい。帰る時期については出来るだけ柔軟に地元の意向を汲んでいきたいと思う。賠償については出来るだけ格差が生じないように検討をする。
- Q** ① 一括賠償の600万円は確定なのか。3カ月で30万円という仕組みは出来ないのか。一括で600万円という大金をもらうことが危険ではないのかという町民もいる。選択できないか。

- Q** ② 災害救助法は自然災害が対象である。原子力災害は長期化するのが目に見えている訳で、原子力災害に特化した、災害救助法を作るべきではないか。多くの人は県外で避難している、県により対応に違いがあるので原子力に特化した法律が必要ではないか。
- ③ 福島復興再生特別措置法のなかの代行事業だが、除染にあわせて考えているのか、前向きな方向性が見えてこないと復興計画に組み入れることができない。復興庁の考えは。

- A** ① 一括賠償の600万円だが、紛争審査会でも大金が入ることによっての不安もあった。帰還困難区域の場合5年は帰還できないということで、別の場所で生活を再建できるよう一括した賠償が必要ではないか。個別に対応して払うという方法もあるが、生活を立て直すということで示した。
- ② 災害救助法については、避難者特例法で避難先の自治体のサービスを受けられるという形で、出来るだけ柔軟に対応している。具体的に不便な点があれば教えてもらえれば対応していく。
- ③ 福島復興再生特別措置法計画に位置付けし、初めて代行事業となるので、地元の意見は十分聞いていきたい。
- 代行事業を実施するのは条件があり解除準備区域、インフラが出来る区域が基本になる。居住制限区域については、まず除染をやって解除準備区域になったら代行事業という形でやるとなっている。

要望

600万円の考え方は十分に解っているが、選択肢があった方が良いというのは多くの意見であり、自動的に3カ月ごとに振り込む手続きは容易だし、是非検討してほしい。

石川県などで子供と別に住んで仕事をするのは認められずに苦勞している人もいる。そういう情報をたくさん聞く。できれば原子力に特化した法律を作って、一律に対応してほしい。

- Q** ① 大熊町は95%が帰還困難である。1号機から4号機は大熊町の庭先にある。ダメージは大熊町が一番である。大熊町は言葉に表せないくらいショックがある。是非理解してもらい、大熊町を帰還困難区域にしてほしい。
- ② 緩衝地帯について、収束は完全だというのが、我々からすれば非常に不安定だ。しかも今後廃炉の問題も控えている。それに地震の問題なども発表されている。あくまで憶測だが、この原発災害が起きたことを考えたら除外できない。そういう意味で線量での区分けの他に不測の事態を踏まえ距離も検討してほしい。
- ③ 賠償について、自活するとなったときに、大熊町の評価が、国の実勢価格では家は建たない。高速道路の用地買収と同等の金額の賠償、そういうくらいの気持ちでやってほしい。大熊町はいかに大変かをこの機会に考えてほしい。

- A** ① 全町帰還困難区域と改めて要望受けたわけだが、大多数が50ミリ以上に住んでいる。戻るには線量が低いのは当然だが、住むには元の環境が出来ているかが最も重要な要素である。環境が整わないうちに除染して帰ってもらうことは考えていない。帰還の時期については十分に町と協議し考えていく。
- ② 大熊町の状況が本当に厳しいと、もう一度認識しなければと思う。
- 大熊町の皆さんに賠償、中間貯蔵、区域分けと、3つ同時にお願ひし、前に進めないことに申し訳ないと思う。距離の話だが、根拠のないところで距離による線引きというのも問題があり、現実的に町民の皆さんの思いと発電所の状況をすり合わせる形でいきたい。
- ③ 賠償としては不動産賠償のみではない。営業損害、就労不能、精神損害、避難費用の賠償を継続していく。また復興庁では、国として住宅の支援も考えているので、その全体象の中で判断してほしい。

- Q** ① 毎日亡くなる方がいる。2年と5年の一括賠償はどの時点で考えているのか。
- ② また、今後いろいろな問題が出てくると思うが、再度こういう場を設けてもらえるのか。

- A** ① 基本的には、区域が見直されればそこは確定されることは間違いない。したがって、区域が確定したあと、東電の請求手続きを経て、賠償金をもらう前に亡くなられた場合、相続されることについては間違いない。区域見直し前に亡くなった場合については検討が必要かと思う。民法の考え方で前に亡くなくても相続することが合理的だとなれば、そこは相続されると思う。
- ② こういった説明の場は出来るだけ機会を設けていきたい。全ては住民の理解がないと進まないと考えている。できれば住民の皆さんに説明する機会を与えてほしいと思っている。

大熊町役場 会津若松出張所

〒965-0873

福島県会津若松市追手町2-41 TEL 0242-26-3844 (代表)